

平成20年 第4回 川根本町定例会議会報告

提出された議案は全て原案のとおり可決されました
12月3日から11日まで9日間の会期

〔条例関係〕

◎川根本町課設置条例の一部改正

本町、総合支所あわせて12課あった課を本庁7課、総合支所1課、商工観光課を置き窓口業務、相談業務を損ねることのないように従来の課に変わり室を設けるものです。

◎川根本町職員定数条例の一部改正

町長の事務部局の職員を155人から137人へ議会事務局の職員2人、農業委員会の事務局の職員3人、教育委員会事務局の職員12人、教員委員会所管に属する職員23人を16人に改正するものです。

◎川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正

公益法人等という名称が公益的法人等に変更されたため文言を変更するものです。

◎川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

少子化対策が求められる中、公務においても、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度を導入するものです。

◎川根本町職員の給与に関する条例の一部改正

主な改正次項は、通勤手当を5 kmから10 kmまで4,100円に、10 kmから15 kmまで6,500円に、15 kmから20 kmまで8,900円、20 kmから25 kmまで13,700円に、30 km以上は16,100円に改正するものです。

◎川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正

外国に出張時に職員、特別職のもの支度料等を廃止するものです。

◎川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部改正

保険給付費等の支払に不足が生じた時、基金の全部又は一部を処分することができるようにする改正です。

◎川根本町国民健康保険条例の一部改正

保険税の納期を12期から9期に改正するものです。

◎川根本町国民健康保険条例の一部改正

出産育児一時金が35万円から38万円に引き上げられます。

◎川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部改正

流水占用料等を税込み価格に改正するものです。

◎川根本町営住宅管理条例の一部改正

暴力団員の入居を規制する条例改正です。

〔補正予算〕

◎川根本町一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,764千円を追加し歳入歳出予算の総額を5,918,806千円とするものです。

◎川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,433千円を減額し歳入歳出の総額を1,055,260千円とするものです。

◎川根本町簡易水道事業特別会計補正予算

本川根町区域災害復旧費を含め歳入歳出それぞれ3,725千円を追加し歳入歳出総額を256,225千円とするものです。

◎川根本町温泉事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,960千円を追加し歳入歳出予算の総額を26,860千円とするものです。

◎川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算

備品購入費を含め歳入歳出予算の総額に8,290千円を追加し歳入歳出予算の総額を52,090千円とするものです。